

令和6年度 第2回

丹波篠山市まちづくり審議会議事録

と き 令和7年1月14日（火）

と ころ 丹波篠山市役所301会議室

丹波篠山市まちづくり審議会

令和6年度第2回丹波篠山市まちづくり審議会議事録

令和7年1月14日、令和6年度第2回丹波篠山市まちづくり審議会が招集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 令和7年1月14日(火) 10時00分開会

(場所) 丹波篠山市役所301会議室

2. 出席委員の氏名

角野幸博委員 田中栄治委員 松本邦彦委員 加藤哲夫委員 酒井正博委員
谷垣友里委員 齋藤正樹委員

【オブザーバー】

兵庫県丹波土木事務所 所長補佐兼まちづくり建築課長 福田充宏

【事務局】

まちづくり部 部長 近成和彦

まちづくり部地域計画課 課長兼景観室長 山下哲也

まちづくり部地域計画課 景観専門員 横山宜致

まちづくり部地域計画課 副課長 依藤智広

まちづくり部地域計画課景観室 係長 荒木隆文

まちづくり部地域計画課景観室 主事 宮本尚輝

3. 会 議

1. 開会（10時00分）

2. あいさつ

近成部長よりあいさつ

3. 委員紹介

4. 会長あいさつ

会長よりあいさつ

5. 議事録署名人の指名

丹波篠山市まちづくり審議会規則第8条第2項に基づき、会長が加藤哲夫委員と酒井正博委員の2名を署名人として指名

6. 審議事項

【諮問第3号】

・丹波篠山市城下町北地区整備計画の変更について
事務局及より説明。

～ 質疑応答 ～

谷垣委員

兵庫医大篠山医療センター南側の旧病院跡地で、現在駐車場となっている場所については、城下町北地区整備計画の範囲ではないので、今回の変更対象ではないということでしょうか。そこも含めて医療エリアという感覚があるのですがどうでしょうか。

事務局

南側のエリアは景観条例の歴史地区に指定されているなど、別の計画で土地利用の規制があり、城下町北地区整備計画の範囲ではないため、今回の変更対象ではありません。

谷垣委員

将来建物の老朽化等により、建替えを検討するときのことを考えると、駐車場になっている場所も含めて変更した方が、効率よくエリアが守られるのかと思いました。

事務局

駐車場となっている場所は市の土地であり、今後の土地利用に際して、市の意思が反映されるので問題無いと考えています。

松本委員

公共公益区域から住宅用途を排除することは、地区全体として他の区域とのバランスに影響はないのか、例えば、住宅用途を増やしたいのにそれが叶わないといったことが無いのかを確認すべきかと思いますが、そのあたりを教えてください。

事務局

届出を除外する開発行為等の規模が決まっており、自己居住用の戸建住宅は届出の対象外となっています。大規模な開発行為等について、土地利用を誘導していくものです。また、公共公益区域が住宅として利用されなくても市街地的なバランスは十分とれていると考えます。城下町地区を含めた広い範囲で考えると、丹波篠山市を代表する医療健康福祉のゾーンとして存続させていくことが重要であると考えています。

松本委員

当初の目的から外れるのもでは無いし、今の情勢にも合っていると理解し、納得しました。

施設区分に運動施設が追加されますが、定義が難しくないでしょうか。保育所、病院等は他の法令にも定義されているものかと思いますが、運動施設については定義が曖昧で問題にならないでしょうか。

事務局

厚生労働省が健康増進認定規程を定めており、運動型健康増進施設、温泉利用型健康増進施設、温泉利用プログラム型健康増進施設の3種類の施設について、大臣認定されています。この中の運動型健康増進施設の主な施設に、トレーニングジム、運動フロア、プール等が該当しています。この運動型健康増進施設に認定されるような施設をイメージして運用していきたいと考えていま

す。温泉利用型健康増進施設、温泉利用プログラム型健康増進施設は主な施設に温泉やサウナ等が該当します。サウナが主となるような施設の立地は想定していないため、健康増進施設という言葉を使わず、運動施設としました。

松本委員 サウナを想定していないことなどは、目指す目標が書かれていると説明がしやすくなるかと思います。計画中に記載してはどうでしょうか。

角野会長 運動施設の説明は、注釈で厚生労働省の運動型健康増進施設に準ずるものと記載した方が分かりやすいのではないのでしょうか。

田中委員 一般的に運動施設には、競技場やもっと大きな体育館も入るのではないのでしょうか。スポーツ施設の誘導が目的ではなく、福祉、医療の関連施設をそこにまとめたいというのが、想定されている重要なところかと思います。健康増進施設としておいて、運動型に限るという表現の方がより明確になるのではないかと思います。

事務局 施設区分の名称と注釈の記載内容について、分かりやすい表現となる様に再検討させていただきたいと思います。

角野議長 全体の意見をまとめさせていただくと、次の意見が出ました。

① 新たに加える施設区分の名称について、適切に伝わるような名称を検討いただきたい。

審議会としては、本件を認めた上で、上記意見を反映した答申を出したいと思います。

具体的な答申書に記載する内容については、私に一任いただくことで、ご異議ありませんか。

～ 異議なしの声 ～

異議なしの声がありましたので、事務局と調整して決定させていただきます。

7. 閉会（11時00分）